

タクシー運賃改定謹告

＜消費税引上げに伴う転嫁措置＞

毎度タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このたび、消費税率が5%から8%へ引上げられることに伴いまして、
当地区のタクシー運賃を4月1日から下記のとおり改定させていただく事
となりましたので、なにとぞご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

業界におきましては、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を
致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願ひ致します。

平成26年3月28日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

改定運賃＜埼玉県A地区(県南中央、県南東部、県南西部の各交通圏)＞

種 別	車 種	上 限 運 賃 及 び 料 金	
距離制運賃	特大車	初乗2kmまで810円	加算 264mまでを増すごとに90円
	大型車	初乗2kmまで770円	加算 282mまでを増すごとに90円
	普通車	初乗2kmまで730円	加算 301mまでを増すごとに90円
時間距離 併用運賃	特大車	時速10km以下の走行時間につき 1分35秒までごとに90円	
	大型車	時速10km以下の走行時間につき 1分45秒までごとに90円	
	普通車	時速10km以下の走行時間につき 1分50秒までごとに90円	
時間制運賃	特大車	30分までごとに	3,310円
	大型車	30分までごとに	3,150円
	普通車	30分までごとに	2,980円
深夜・早朝割増	22時から5時まで		2割増
迎車回送料金	回送距離について、1kmを限度として実車扱いとする。又は、回送距離について、2kmを限度として実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。		
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。)		1割引

タクシー運賃改定謹告

＜消費税引上げに伴う転嫁措置＞

毎度タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このたび、消費税率が5%から8%へ引上げられることに伴いまして、
当地区のタクシー運賃を4月1日から下記のとおり改定させていただく事
となりましたので、なにとぞご了承の程よろしくお願い申し上げます。

業界におきましては、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を
致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い致します。

平成26年3月28日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

改定運賃＜埼玉県B地区(県北、秩父の各交通圏)＞

種別	車種	上限運賃及び料金	
距離制運賃	特大車	初乗2kmまで810円	加算262mまでを増すごとに90円
	大型車	初乗2kmまで770円	加算279mまでを増すごとに90円
	普通車	初乗2kmまで730円	加算299mまでを増すごとに90円
時間距離併用運賃	特大車	時速10km以下の走行時間につき	1分35秒までごとに90円
	大型車	時速10km以下の走行時間につき	1分40秒までごとに90円
	普通車	時速10km以下の走行時間につき	1分50秒までごとに90円
時間制運賃	特大車	30分までごとに	3,310円
	大型車	30分までごとに	3,150円
	普通車	30分までごとに	2,980円
深夜・早朝割増	22時から5時まで		2割増
迎車回送料金	回送距離について、1kmを限度として実車扱いとする。又は、回送距離について、2kmを限度として、実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。		
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。)		1割引